

海外派遣事業実施要項

平成18年1月27日
令和7年11月13日最終改正
国立大学図書館協会理事会

1. 目的

大学における教育研究のグローバル化が進む中で、図書館においてもそのような状況に対応していくことが不可欠である。そのためには、大学図書館職員が、海外の事例を調査・研究し日本での展開を検討することや、国際会議で日本の状況を発表するなどの経験を踏まえて、国際的な視点に立ったマネジメント能力を養うことが重要である。

このため、国立大学図書館協会(以下「協会」という。)は、「国立大学図書館協会会則」第6条第3号並びに「国立大学図書館協会記念基金規程」第2条第1項第2号及び第4号に基づき、協会の定めるビジョンの実現に資するため会員に所属する職員を海外へ派遣し、その成果を共有することによって、大学図書館職員の資質向上・育成を図る。

2. 実施期間

令和8年度から令和10年度までの3年間とする。

なお、ここでいう年度とは、4月1日から3月31日までとし、各年度を「派遣年度」とする。

3. 派遣内容

次のいずれか1つ、または2つに該当するものとする。

- (1) 大学図書館が抱える課題に関する諸外国の調査・研究
- (2) 図書館及び図書館に関連する活動に関する国際会議における発表を伴う出席(オンライン含む)

4. 派遣期間

派遣期間は、次のいずれかとする。

- (1) 長期: 2週間以上
- (2) 短期: 1週間程度
- (3) オンライン: 発表予定の会議の開催期間

5. 派遣人数

派遣者は、派遣年度毎に、前項の(1)～(3)それぞれ次のとおりとする。

- (1) 長期: 1名程度
- (2) 短期: 3名程度
- (3) オンライン: 3名程度

なお、(2)及び(3)はグループによる応募も可とする。ただし、グループは、異なる会員に所属する職員で構成するものとする。

6. 負担経費

派遣者に対して協会が負担する経費は、次のとおりとする。

(1)長期:1人110万円を限度とする。

(2)短期:1人70万円を限度とする。

(3)オンライン:1人5万円を上限とし、発表に要する実費とする。

7. 派遣者の決定

派遣者の決定は、協会理事会で行う。

8. その他

この要項に定めるもののほか、海外派遣事業に関し必要な事項は別に定める。